

## 二 宗門改め

### (一) キリシタンの伝来と禁令

キリシタンの 天文十八年(一五四九)フランシスコ・ザビエルの  
**布教と禁令** 渡来によって、日本にキリシタンが伝えられた。そ  
 の布教は、日本古来の神社仏閣の排除、封建的な道徳の戒め、一夫一婦  
 制、離婚の禁止、民衆の団結、キリストが最高の神などであった。

このころ、天下統一を目指していた信長は、越前・伊勢長島の一向宗  
 の一揆に見られる民衆の団結した抵抗は天下統一の障害にもなりかねな  
 いと判断し、仏寺の勢力を抑制する意図や、西洋文化の伝来や、武器の  
 入手と貿易による利益に対する意欲もあって、宣教師たちを厚遇し、教  
 会を保護した。

そのため、布教活動は急速に広まり、大村純忠・有馬晴信・大友宗麟・  
 高山右近らの大名が入信し、大村・有馬・大友のキリシタン大名は伊東  
 マンショ<sup>ヨ</sup>らの少年使節をローマに派遣した。このころ、信者の数は一五  
 万人にも達したといわれる。

ところが、天正十五年(一五八七)六月十九日、信長のあと天下人と  
 なった秀吉は、キリシタン禁令を発した。このことは、キリシタンの教  
 えが、権力者が民衆を支配していくうえで、相反する教えであったから  
 である。また、信仰をもつ大名が、長崎の町の一部を教会へ寄進してい  
 ることは、土地領有のうえからも、キリシタンが全国統一の大きな障害  
 になると不安を感じたからであった。

しかし、南蛮貿易とともにやってくる宣教師に対しては、貿易によつ

て得る富や、ビードロ(硝子)・カステラ・シャボン(せっけん)など、  
 西洋から伝わる文明を無視することができず、実態は公然と布教活動を  
 しなければ、キリシタンの黙認にとどまっていた。

キリシタンの黙 ところが、文禄二年(一五九三)スペインの宣教  
**認から弾圧へ** 師たちが、京・大坂で公然と布教活動を始めた。  
 そのため秀吉は、京都で宣教師や信者二六人を捕らえ見せしめに、京  
 都・伏見・大坂の市中を引き回し、長崎で処刑した。これが日本最初の  
 キリシタン迫害の第一歩で、大殉教であった。

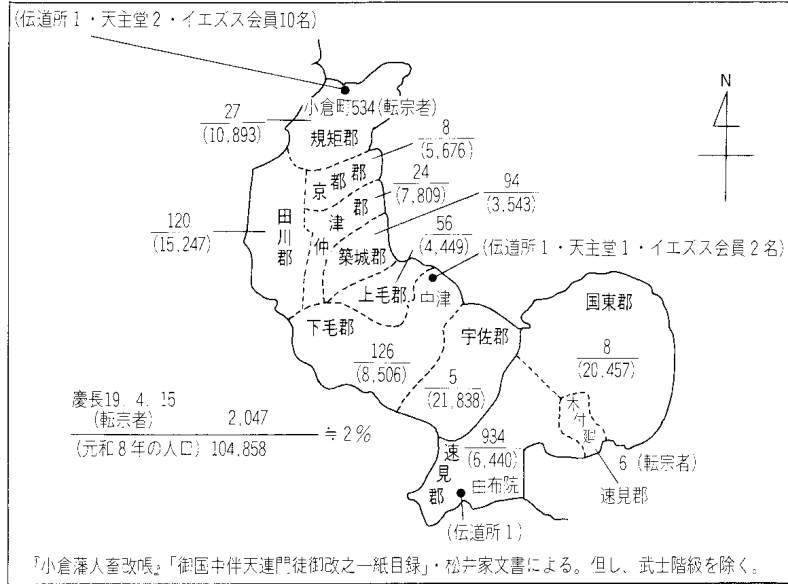
秀吉の死後、江戸幕府が成立した後も、長崎を中心に九州地方では布  
 教が行われていた。幕府は慶長十七年(一六二二)八月、本格的にキリ  
 シタン禁令を幕府直轄領に発した。翌十八年十二月には、全国の諸大名  
 にも布告した。

細川氏のキリシ そのころ、豊前細川領内には、小倉に伝道所一、  
**タン取り締まり** 天主堂二があり、イエズス会員一〇人がいた。中  
 津にも伝道所一、天主堂一があり、イエズス会員二人がいた。

藩主細川忠興は、豊前に入封当初はキリシタンの布教活動に好意的  
 で、そのため、細川氏の家中や領民にはキリシタンが多く、約二一〇〇  
 人を数え、細川領内の人口の約二割がキリシタンであったという。とこ  
 ろが、当初キリシタンに好意的であった忠興は、慶長十六年宣教師セス  
 ベデスの死を契機に、政治的利害からキリシタンとその宣教師の弾圧者  
 に様変わりした。

慶長十八年に幕府のキリシタン禁令の布告を受けた忠興は、早々に領  
 内のキリシタン改めを行い、転宗者から、くるす(十字架)・ごえい(御  
 影)・こんたす(数珠)・いませ(メダル類)などの信仰の道具を提出させ

第28図 細川領内の教会・宣教師と転宗者



(『大分県史近世篇Ⅱ』から)

た。この改めで、仲津郡から二四人のクリシタンの転宗者があった(第28図参照)。忠興は、クリシタンの寺院への転宗を強いたため、多くのクリシタンは転宗したが、一方ではクリシタンは根強く潜伏していた。元和四年(一六一八)忠興は、小倉で宣教師オルファネスをはじめ、

六歳の幼児を含め二七人、中津で一三人のクリシタンを極刑にしたといふ(『日本初支丹』)。同五年には、クリシタンとして著名な家臣加賀山隼人、同六年には六人のクリシタンを小倉の刑場で処刑した。

忠興は、元和六年隠居して中津へ移ったが、クリシタン取り締まりは家督を相続した忠利へ引き継がれた。寛永八年(一六三一)十一月十九日付の三齋(忠興が隠居して三齋と改名)から忠利へあてた返書に「其元今にクリシタン御せんさく(中略)一度伴天連もんとに成申し候ものころび申す事百人の内一兩人ならではこれ無きものにて候、其方家中には一切同類これ無き由、めでたく候事」(『熊本県史近世』(1)部分御旧記十五)と、細川家中からはクリシタンは絶えた。しかし、庶民のクリシタン信仰は根強く、転宗する者は「クリシタン一〇〇人の内一人か二人」であるという。厳しいクリシタン弾圧にもかかわらず、細川領内にはまだ多くの潜伏クリシタンがいることを三齋は示唆している。

(二) 宗門改役の設置

クリシタン 寛永十四年(一六三七)島原・天草の農民三万七〇〇摘発の徹底 ○余人が、領主の苛政に反対して、減税と信仰の自由を要求して立ち上がり、島原の原城に楯籠った。一揆の農民の多くがクリシタンであったことから、幕府はこの一揆を「クリシタン一揆」と決めつけた。一揆は翌年二月二十八日に終息したが、幕府のクリシタン取り締まりはこれを契機に一層徹底していった。

寛永十七年、幕府直轄領に宗門改役を設置して、クリシタンには転宗を強制し、従わない信者には死罪を科し、クリシタンの摘発と弾圧を強化した。寛文四年(一六六四)には私領(大名領)にも宗門改役の設置

と、毎年強制的に一五歳以上六〇歳までの男子の宗門改めを実施することを命じた。

### 宗門改めの強化

幕府は、キリシタンの中心地である九州地方の諸藩に、キリシタン摘発のためにキリスト像やマリア像を踏ませる「絵踏み制度」を設けて、すべての住民を檀那寺の統制下に置く「寺請制度」を設けた。

宗門改めは、元来キリシタン摘発を趣旨とするもので、宗門改めの初期は、キリシタン排除的色彩の濃厚な改めであった。キリシタンはその子孫の「男生の方は、本人より七世の孫まで類族にて、八代目より素人になる。女生の方は、曾孫まで四代にて類族切れ、五代目より素人になる」(『地方凡例録』)と、キリシタンの取り締まりを強化した。

しかし、類族も減退する元禄(一六八八—一七〇三)ごろからは、宗門改めは住民支配の幕藩体制の要となつて、支配体制の人民統制の中心をなす制度へと変化していった。

### 小倉藩の宗門改め

人民統制の制度に変化した宗門改めは、小倉藩では毎年家中から百姓に至るまで、一五歳以上六〇歳までのすべての男子に実施していた。

小倉藩は像のあるを幸に、誓証文や血判のごとき面倒くさき手数を省き、毎年三月、藩士ならびに城下小倉町を始めとし、企救郡は三月三日、大里町西生寺に宗旨奉行はキリシタンの像を護り出張す。郡方役人・筋奉行・代官・山奉行・大庄屋・各奉行手代・子供役・村役人・庄屋・方頭・各宗寺院の住職僧侶が出席立会し、十五歳以上六十歳までの男子は、受け持ちの庄屋の呼び出しに応じ、前に進み、土中に伏せた像の上に両足を揃え立って、向こうへ通過す。宗旨奉行は手代に命じ、庄屋の呼び出した人名を宗旨帳と照合

し、なお、檀那寺の住職に捺印なごしむ、こうして宗旨奉行は領内を巡回し、一郡一か所既定の場所において、宗門改め像踏みを実行するのが藩の規定なり。

(『小倉藩政時状記』  
「福岡県史料」五)

また、家中の宗門改めは、大隆寺・宗文寺・峯高寺の三か寺が順番であったが、正徳五年(一七二五)から三か寺の順番制を廃して、長福寺を定め場所とした。のちに、享保六年(一七二一)からは、定め場所を会所で行うことになった(『福岡県志』)。

『鶴之真似』(『小倉市誌補遺』)には、在方(農村)、町人は「郡代役宅にてありし由、遠郡百姓は三、四日もかかり候に付、宗旨奉行が廻郡してその郡にて改むるようになった。町人は町奉行宅にてある由、今は寺にて改めあり」と、小倉藩の宗門改めを記している。

巡見使答書に 天保九年(一八三八)「御巡見方御尋之節御答覚書」  
見る宗門改め (永沼)の巡見使の質問に答えるために作成された答

書の宗門改めの条には、次のように小倉藩の宗門改めを記している。

毎年一度ずつ郡中の男女残らず帳面に仕立、郡奉行並びに手代・大庄屋・小庄屋出合い、宗門奉行・横目衆郡々へ申し請け、檀那寺ごとく罷出、右の帳面を以て男の分は一人ずつ罷出判を居、切支丹の像を踏み申し候、(中略)そのほか大庄屋もとへ村々の者召集、御公義様よりの切支丹御法度の趣申し聞かせ、書物判形仕宗門奉行へ証文毎月廿九日限り差し出し申し候、また、若き者、老人共に残らず像を踏み候やと御尋なられ候はば、拾五歳以下または歩行困難の者は御赦免なられ候と申し上ぐべき事

### 宗旨奉行の廻郡

宗門改め役人の一行は、宗旨奉行・中目付・中役(役所・添役・宗旨手代)・下目付・郡目付そのほか手付など、一七人前後の役人が小倉領六郡を廻郡して、宗門改め像踏み

に立ち会った。改めは一郡一か所で行われ、午前一〇時ごろから午後二時過ぎごろまで一日で済ませた。

寛政九年（一七九七）の宗門改めの一行は、宗旨奉行広木勘左衛門、中目付三沢嘉兵衛、役所山下二左衛門、添役茂田半蔵、宗旨手代内村九兵衛・原田種蔵、下目付白根孫左衛門、大前才右衛門など一四人で廻郡している。

安政元年（一八五四）家老島村志津摩と郡代河野四郎の諸事改革に際し、大庄屋は出費節減の目的で、宗門改めを三年に一度に改めるよう意見具申をしたが、実現しなかった。しかし、翌二年からは、形式化した宗門改めは、領民の簡略化の要望もあって、宗旨奉行・中目付の廻郡はやめ、宗旨手代・下目付・郡目付だけの立ち会いとなった。

慶応四年（一八六八）三月には藩政改革が行われて、郡代・寺社奉行・代官・宗旨方手代など、六〇の職種を廃止したのに伴って、宗旨方役人・同手代・同手代加勢・下目付など六人で廻郡した。明治四年（一八七二）には、社寺掛・同付属・監察課付属・民事課中卒など、五人の小規模な改めになった。

**宗門改めの時期** 宗門改めの時期は、農繁期を避けて原則的には農あつて、文化九年（一八二二）の廻郡は豊前・豊後の百姓一揆の影響もあって、文化九年（一八二二）の廻郡は三月に実施している。しかし、社会事情もあって、文化九年（一八二二）の廻郡は豊前・豊後の百姓一揆の影響もあって、文化九年（一八二二）の廻郡は三月に実施している。また、明治元年三月四日からの予定が七月二十四日から始まっている。また、明治元年は、小倉変動の動乱後で十二月に廻郡の年もあった。

宗門改め役人の賄いは、宗旨奉行・中目付・下目付・郡目付とも昼食一四〇目、宿泊一六〇目、休泊二八〇目と定められている。宿泊の賄いは、宗旨奉行・中目付・宗旨手代・下目付・郡目付ともに一汁一菜で、

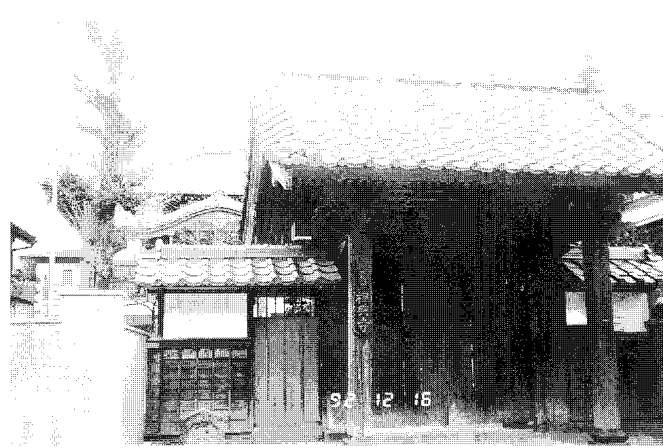
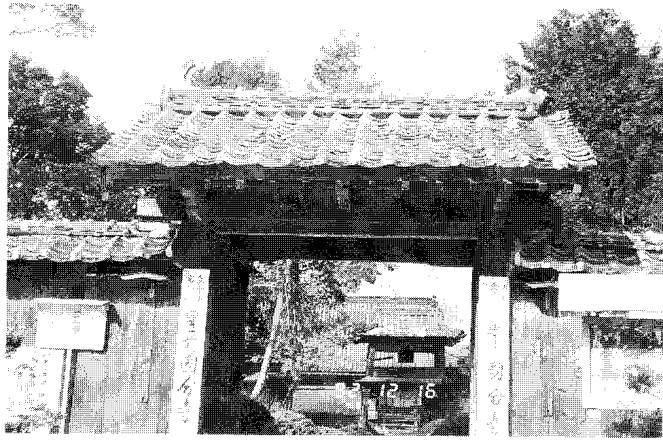
吸物一、肴二種と酒、供番以下は一汁一菜、肴一種と酒の規定をしている（「長井手永大庄屋日記」）。

**仲津郡の宗門改めの場所** 一郡一か所で行われていた宗門改めは、「国作大庄屋日記」（資料館所蔵）文化十三年閏八月二日の条に「宗門改め国分寺にて相済」とあり、仲津郡の宗門改めは国分寺（現豊津町）で実施していたことが判明する。

その後、文政二年（一八一九）二月二十五日付で、筋奉行井上与三左衛門から大庄屋・子供役中あてに「仲津郡御改めは、当春より以来は大橋村（現行橋市）ばかりにて御改め受け申すべく候、国分村は諸事夫遣多く、その上出米入目も多に付、もって大橋にいたし候、この旨左様相心得らるべく候」（「長井手永大庄屋日記」と記録されている。仲津郡の宗門改めの場所がこの年から国分寺から、大橋村の禅興寺に変更された。

しかし、宗門改めには多額の出費と、大橋の禅興寺は内陸部から遠く隔てて不便なことから、仲津郡の大庄屋が連名で、禅興寺と国分寺の隔年ごとの実施を申し入れた。これによって天保十四年（一八四三）は国分寺で行われ、翌年は禅興寺で行うことになり、以後、国分寺と禅興寺で隔年ごとに実施されることになった（「長井手永大庄屋日記」）。

**宗門月改め** 年一度の宗旨奉行立ち会いの宗門改めのほかに、毎月村ごとに宗門改めを行う義務を課せられていた。宗門月改めは形式的なもので、その目的は住民を支配していくための統制の場であった。庄屋は毎月村民を集めて、幕府や藩からの法令の順守、布告の伝達、治安などを末端の百姓に読み聞かせて、その周知徹底を図るのが重要な目的であった。



隔年ごとに宗門改めの行われた国分寺（豊津町 上）と禅興寺（行橋市 下）

差し上げ申す宗門月改めの事

一、仲津御郡中において、切支丹宗門御穿鑿くわさくの儀、最前御帳面の通り毎月懈怠けたい無く堅く相守り、本百姓面々一家主々の儀は申し上げるにおよばず、召仕候下人、名子百姓の者ども迄ことごとく吟味仕、寺手形見届たしかに仕置候事

一、御穿鑿至極の上にて、切支丹宗門御座候はば、承り届次第即時に申し上げべき候事

した。証文は筋奉行から宗旨奉行へ提出された。

幕末のキリシタン検挙事件

江戸時代のキリシタン弾圧の中で、ひそかに信仰を続けていた浦上村（現長崎市）の潜伏キリシタンは、その信仰を疑われ、検挙される事件が四回あった。寛政二年（一七

九〇）の一回目、天保十三年（一八四二）の二回目、安政三年（一八五六）の三回目、慶応元年（一八六五）の四回目、この検挙事件を浦上崩と

一、他所より来る者、当御郡中居住仕候はもつとも御掟おきての通り相達し申すべき候、たとえ暫く滞留せしめ候とも、宗門相改相違無き様に仕るべき候、

付り、死人ある時は取置候次第、もし宗旨相違の族御座候はば申し上げべき事

右の条々相守り堅く吟味仕り候、御穿鑿くわさく洩さず段々（病心）附心の前に御座候間、一切自他ともに宗門の儀においては、いささか油断仕り間じく候、万一相違の儀あるにおいては、判形の者ども急度曲事仰せ付けさせらるべき候、後日のため仍て証文（きつとくせと）如件

文化四年 卯 七月廿九日

節丸 弥八郎

国作宗右衛門

平嶋 円 藏

長井甚左衛門

元永七左衛門

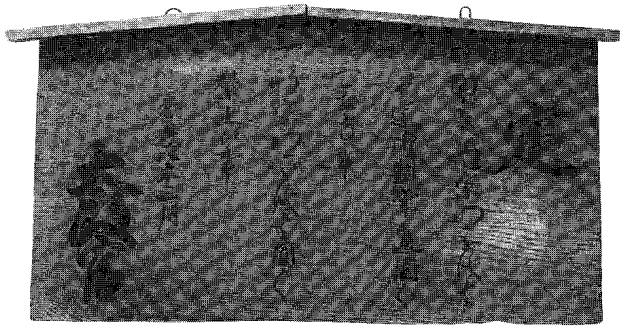
井上与三左衛門様

（「長井手永大庄」  
屋日記）

大庄屋は、幕府や藩の伝達事項が手永内の村々に滞りなく伝達されたことを見届けて、毎月二十九日に月改め証文を仲津郡五手永大庄屋が連名で筋奉行へ提出した。

いった。中でも浦上四番崩は浦上村一村総流罪となった。五島（現長崎県）でも検挙事件があり五島崩といった。検挙されたキリシタンおよそ四〇〇〇人は、明治元年（一八六八）から同二年にかけて、西日本の三四藩に配流された。

「長井手永大庄屋日記」（永井文書）慶応四年（明治元年）五月の条に、キリシタン検挙事件の配流が決定、配流先でキリシタン改宗の教諭、取り扱いはなどを記し、「小——五拾人」と書いてある。五〇人は小倉藩が預かったキリシタンの人数と思われる。翌明治二年十一月十八日には、長崎県から「この度切支丹宗徒御処



キリシタン禁制の高札（慶応4年）（永沼昌弘氏所蔵）

分仰せ出され、当県支配浦上村の者ども藩々へ差し送り申し候」と、香春藩にも通達が来ている。香春藩へ送られてきたと思われる五〇人のキリシタンの追跡は、現時点では確認できない。新政府は、こうしたキリシタンの復興を仏教の力で抑えようと図った。明治元年十月、京都本山学林にいた中津領長久寺（現中津市）の性叡は、教諭講釈を新政府から命じられて全国を巡回した。香春藩では一郡一か寺で教諭し、仲津郡では大橋村浄蓮寺で教諭した。しかし、外国からのキリシタ

ン弾圧、信仰の自由の抗議を受けて、明治六年キリシタン禁制廃止とあって、宗門改めの制度は廃止された。

### （三） 絵踏み制度

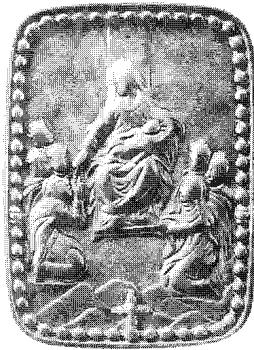
#### 踏絵の始まり

寛永六年（一六二九）ごろから、長崎でキリシタン信者を摘発するために、キリストやマリアの絵像を踏ませ、その態度や顔色を見て信者か否かを判別していたキリシタン摘発の方法を制度化したのが絵踏み制度である。この絵踏み制度は、江戸切支丹屋敷や九州地方で行われ、これが宗門改めの中に組み入れられて、宗門改めと踏絵は密接な関係を持つに至った。

踏絵の当初は、信者から没収した「ごえい」や「こんたす」だったが、幕府は寛文九年（一六六九）長崎の鋳物師佐佐に命じて作らせたと伝えられる真鍮製の絵像を「踏絵」といった。これを長崎奉行が二〇枚保管し、諸藩に貸し出した。

#### 小倉藩の踏絵

小倉藩の踏絵は、藩で所有する踏絵を使用していた。一つは島原の乱に出陣したとき持ち帰ったものと、一つは小倉城下町の藪の中から掘り出されたと伝えられるものと二



踏絵（マリア像）  
（『切支丹史料集』より）

つの踏絵を所有していた。宗門改めの一行がこの踏絵を持って廻郡した。宗門改めの踏絵を小倉藩では、像踏みと呼んでいる。

踏絵には、身分によって上踏みと下踏みがあって、そ

それぞれに踏み順が定められていた。上踏みは大庄屋・格式大庄屋・大庄屋格・子供役など、下踏みは庄屋・方頭・組頭・平百姓などで、踏み順もこの順で踏んだ。

文久元年（一八六一）の宗門改めから大庄屋を初め、上踏みの者は縁側で像踏みを行うことになり、下踏みの百姓の像踏み場には、雨覆いの上家を掛けて踏むことになった。

慶応二年（一八六六）の宗門改め像踏み順は、大庄屋・大庄屋代勤・大庄屋見習・子供役・子供役代勤・子供役加勢・子供役見習・勲定方と踏んだ。格式とは違った順となったが、これは宗門改め当日の御用や世話があつて、先に済ませるために改定されたものであつた。次に格式大庄屋・大庄屋格・格式子供役・撫育方・吟味役・開作掛・百人夫方・同代勤・人馬方・押方・郷筒世話方・子供役格・帯刀御免の者・口屋番の順で、ここまですが上踏みである。続いて下踏みは農兵・郡医・御手当・郷筒・准農兵・平百姓などが順に踏んで改めを行った（「長井手永大庄」（屋日記））。

#### 抜け踏みの制

宗門改めの絵踏み制度は、格好の年貢徴収対策として利用された。安政二年（一八五五）十一月「早皆濟（早期完納）の者御賞め方は、宗門御改めの節抜け踏み（踏絵の免除）に仰せ付けられ候段御治定」（『北九州藩藩政史資料』七・中村平左衛門日記）と、早皆濟の者の踏絵の免除制度を設けて、年貢の早期完納を奨励する手段に絵踏み制度を利用した。

抜け踏みの制度によって、翌三年の宗門改めには、長井手永から次の者たちが踏絵を免除された。

絵像抜踏

長井手永

花熊村 嘉八・卯三郎・岩吉・利平ノ四人

谷口村 勲兵衛子治八

大坂村 和平・貞助・七兵衛・元助・弥四郎・利三郎ノ六人

崎山村 与平次子惣平・和七・与七・才右衛門ノ四人

八ッ溝村 庄次郎

古川村 作藏

久富村 四郎右衛門

統命院村 治郎兵衛・太助・清助・新藏・因藏ノ五人

右廿三人早皆濟いたし候者

鐘畑村 惣助・又兵衛・源六・治八・庄五郎・其兵衛・義兵衛・浅右衛門・両平・助介・又左衛門・勇平・伝兵衛・両右衛門・又

三郎・喜左衛門・治右衛門・安右衛門・甚吉・伝藏ノ武拾人

合四拾三人

以上

（安政三年）

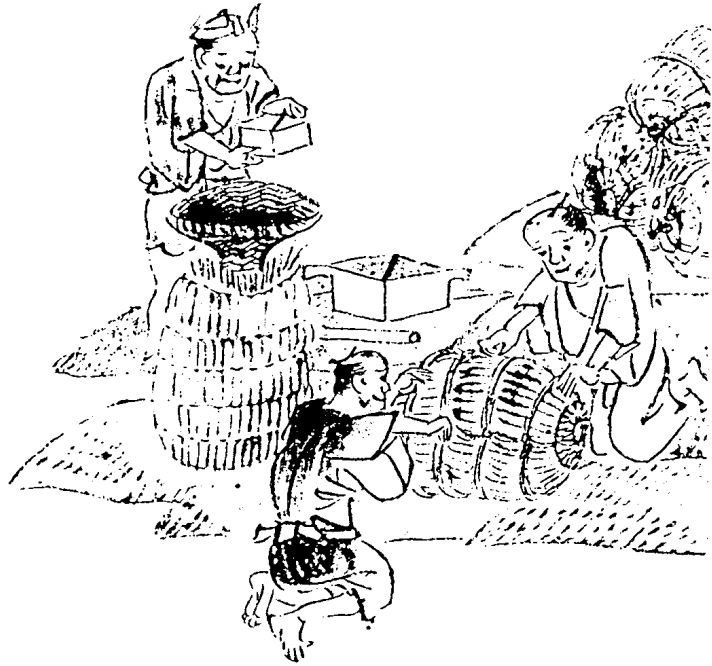
辰三月

（「長井手永大庄」（屋日記））

早期完納二三人と、鐘畑村の二〇人は美俵で五〇俵納めた褒賞として、抜け踏みを許された。鐘畑村の褒賞は「美俵人当村方吟味いたし候へども分かりかね候間、御藏所聞き合わせ候ところ分ならず、さりながら当村は村中いづれも美俵の段申し参り候に付、村中人別抜け踏み申し達し候」（「長井手永大庄」（屋日記））と、村中全員が美俵で納めた褒賞で、全員の踏絵免除であった。

鐘畑村は、以前から年貢米仕立てには格別に念を入れて納めていた。

寛政七年（一七九五）三月には又兵衛・善兵衛・吉兵衛・和平が年貢米の仕立てが格別によく、また早皆濟（早く完納）を賞されているなど、たびたび賞されている（「孝義旌表録略伝」（豊津高校所蔵））。



鑄畑村中は、年貢米の美俵完納を賞されて踏絵免除となった（「孝義旌表録略伝」豊津高校所蔵）

また、踏絵の義務付けられていない女性の場合は、「些見村なみ儀右  
同断に付、酒料銀壹両差し遣候」と、銀一両の褒賞をしている。  
小倉藩の踏 幕府は、絵踏み制度を安政五年（一八五八）正月から  
絵の廃止 廃止したが、小倉藩ではその後も続けられた。小倉藩  
の絵踏み制度の廃止は「長井手永大庄屋日記」（永井）慶応二年三月の記  
事に「宗門御改帳踏順」が記され、村役人の名前の後に「右は宗門御改

めの当日は、御場所御用方世話など御座候に付、像踏み先に仕舞候様」  
また上踏み分、下踏み分と踏絵順が記され、踏絵が行われたことを  
記してある。翌三年の「長井手永大庄屋日記」、「友枝手永大庄屋日記」  
（友枝）には、この年の宗門改めの記述は無く、前年の小倉変動でこの年  
は踏絵は無かったものと思われる。翌明治元年は、十二月五日から宗門  
改めの廻郡をしたが、「仏像（踏絵）無きに付、寺帳へ調印致させ見届  
候」（長井手永大庄屋）と踏絵の無いことを通達している。

このように、小倉藩の絵踏み制度の廃止は慶応二年の実施が最後で、  
藩所有の「踏絵」が、同年の小倉変動で焼失したのを契機に以後廃止さ  
れた。幕府は既に安政五年に廃止しており、隣藩の中津藩も万延元年  
（一八六〇）に廃止していた。小倉藩の廃止は幕府の絵踏み制度廃止から  
遅れること九年にして廃止された。

#### （四）寺請制度

##### 寺請制度の創設

宗門改めに付帯して、制度化されたものの一つに  
「寺請制度」がある。寛文十年（一六七〇）幕府は  
宗門改めに際し、宗門人別改帳の作成を指示した。宗門改めに当たっ  
て、各人の宗旨を調査するために、庄屋が村民の名前を書き上げて作成  
する宗門改帳である。

住民はキリシタンでない証明のために、必ずどこかの寺の門徒になる  
ことを義務づけた。寺では宗門改帳に認印をして、檀家であることを証  
明した。これが寺請制度である。はじめはキリシタン対策として行われ  
たものであったが、のち一般化し、婚姻、旅行、奉公人の雇い入れなど  
の際の、一種の身分証明書の役割を果たすようになった。



### 宗門改寺請状

宗門改寺請状は、単に寺請状とも言った。各人はキリシタンでない証明を受けるために、毎年檀那寺へ年賀の仏参に行つて証明書をもらわなければならなかった。嘉永四年（一八五二）二月、宗門改めについて郡方の触れに「正月中檀那寺へ年賀として仏参致すべき事、その節檀那寺より宗旨証拠をその檀家々々へ相渡候に付受取、庄屋へ相納申すべき事」〔長井手永大庄屋日記〕とあり、庄屋が各人からその証明を受け取つて寺請状を作成した。

寺請状は一般的には家長を中心に、家族名、年齢、続き柄、檀那寺などが書き込まれた。その前書きにはキリシタンの禁制、帳面に記載の者はキリシタンでない証明に各檀那寺が署名、印形して庄屋から大庄屋・筋奉行を経て宗旨奉行へ提出された。

安永六年（一七七七）幕府の布告によつて、身分とその宗旨を分けて提出することになった。作成の帳面は本百姓帳・行歩不叶帳・奉公人帳・死人帳・社人盲僧帳・寺寄帳・両役（大庄屋・子供役）踏帳・名子帳などで、宗旨、身分の細分化したものであった。

### 宗門改人別帳

各人の宗旨を調査する宗門改めを施行するために、毎年正月に庄屋が村民の生死異動による現在人数を帳面に書き上げて作成した。これが「宗門改帳」である。一方、宗門改帳に類似した「人別帳」がある。人別帳は、支配者が領内の実情を正確に掌握するために、戸口の実態を把握し、それによつて貢租、諸役賦課、夫役動員のための基本的な台帳である。

このように、宗門改帳と人別帳はその目的、性格の全く異なる帳簿であるが、住民の戸口人別を町村ごとに作成する点では共通していた。このようなことから、宗門改帳と人別帳は自然に兼用したり、混用されて

「宗門改人別帳」として一体化されていった。

### 宗門改人別帳 の戸籍簿化

享保六年（一七二二）將軍吉宗は、全国一斉に人別（人口）調査を命じた。第二回を同十一年に実施してからは、以後、子年と午年の六年ごとに定期的に全国の人口調査が行われた。全国人口調査は、享保十一年から文久四年（一八六四）まで一三八年間、世界に類のない正確な人口調査が続いた。

宗門改めのための人別改めは毎年実施され、人口調査のための改めは六年に一度実施された。

宗門改人別帳は、宗旨改め本来の目的のキリシタンが表面から消えて人口調査が行われるようになってからは、人別改めの性格が顕著になった。そして実質は宗門改人別帳の戸籍簿化であった。

### 宗門改人別帳か

このように、宗門改人別帳は社会の変転とともに

ら壬申戸籍へ に、変質が見られ、戸籍簿化して人の生死（出生・死亡）、人の出入り（養子縁組・結婚・奉公・勘当・出奔）など、一切の戸籍上の異動が、宗門改めの実施によつて毎年定期的に継続されて、それが百数十年に及んで、戸籍簿の性格を持つに至った。

檀家であることを証明する寺請制度は、明治四年（一八七一）十月に廃止されたが、明治五年二月から戸籍法が実施されると、戸籍簿化した宗門改人別帳は、この年の干支である壬申にちなんで呼称される壬申戸籍へと受け継がれていった。